

令和5年度

第9回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第9回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月8日(金) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

委員	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田	章
2番	富田	憲一
3番	皆川	佳広
4番	石井	悦史
5番	大滝	與鷹
6番	平田	秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件

議案第4号	令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定について	3件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	24件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	3件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	4件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	藤城 久保
次 長	館野 裕之
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
主任書記	五木田 将也
書 記	土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和5年度第9回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席3番の委員、議席4番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大山主査、土田書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案の1から4ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和5年11月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は田、面積は304平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の移譲を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和5年11月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は1323平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席1番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年11月30日に農地調査班第1班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1)の譲受人は、主に梨を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特</p>

<p>議 長</p>	<p>に問題(もんだい)はございません。</p> <p>現況は梨畑となっており、取得後は、梨を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>(2)の譲受人は、主に小松菜や枝豆を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は露地畑となっており、取得後は、枝豆を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、農業経営の移譲を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>(2)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議 長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。

<p>事務局長</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は2件でございます。</p> <p>議案書の5から8ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和5年11月24日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は畑、面積は337平方メートル外1筆で、合計面積は1017平方メートルです。</p> <p>区域区分は、農業振興地域ですが、農用地ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和5年11月24日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は畑、面積は198平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、専用住宅の建築をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席1番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席1番の委員。</p>
<p>議席1番の委員</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年11月30日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、市川市立大柏小学校の南西側、おおむね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であること</p>

<p>議長</p>	<p>から、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、既存のブロック塀で土砂の流出を防止します。</p> <p>雨水については自然浸透。汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>(2)の申請地は、市川南インターの北東側、おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、高速道路の出入り口から300メートル以内にあることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周囲にコンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設け、土砂の流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の申請人は、神奈川県川崎市に居住する個人です。</p> <p>申請地近隣住民、近隣企業から貸駐車場としての要望を受け、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を</p>

<p>議 長</p>	<p>自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年1月15日に着工し、完了は、令和6年4月15日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>(2)の譲受人は、市内に居住する個人です。</p> <p>現在長男家族と2世帯同居しておりますが、手狭になったので相続した所有地に自己住宅を建築したいと考え申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年1月6日に着工し、完了は令和6年6月25日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
------------	--

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。 お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、5件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、5件でございます。議案書の9から18ページをお願いいたします。

<p>議 長</p>	<p>(1) の申請受付日は、令和5年11月21日でございます。 申請地は大野町で、地目は田、面積は525平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、資材置場を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>(2) の申請受付日は、令和5年11月22日でございます。 申請地は堀之内で、地目は畑、面積は2302平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地10棟を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>(3) の申請受付日は、令和5年11月24日でございます。 申請地は二俣で、地目は畑、面積は181平方メートル外2筆で、合計面積は451平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、貸駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>(4) の申請受付日は、令和5年11月24日でございます。 申請地は柏井町で、地目は畑、面積は3361平方メートル外1筆で、合計面積は3627平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、資材置場及び駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>(5) の申請受付日は、令和5年11月24日でございます。 申請地は北方町で、地目は田、面積は531平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、建売分譲住宅3棟を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p>
------------	--

議席2番の委員	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議長	はい、議長。
議長	はい、議席2番の委員。
議席2番の委員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年11月30日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、県立市川特別支援学校の北側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリート板を新設し土砂の流出を防止します。</p> <p>また、埋め立てはせず、敷地内は整地、転圧後、砂利敷きとします。</p> <p>雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>(2)の申請地は、北国分駅の南東側、おおむね450メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は宅地内合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。</p>

	<p>また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(3)の申請地は、東京経営短期大学の東側、おおむね200メートルに位置し、現況は駐車場になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周りに農地はありません。</p> <p>雨水についてはマンホールに自然放流。</p> <p>汚水・雑排水はありません。</p> <p>また、埋め立てはありません</p> <p>なお、すでに駐車場に施工済みとなっており農地への復元も検討しましたが、転用後も同様の利用をすることから、現状のまま申請したい旨の始末書の提出がされております。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(4)の申請地は、柏井公民館の南側、おおむね250メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、一部は、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周囲に小堤を設け土砂の流出を防止します。</p> <p>雨水については申請地南側に側溝を設け、前面道路側溝に接続し排水します。</p> <p>汚水・雑排水はありません。</p> <p>また、埋め立てはありません。</p>
--	---

	<p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(5)の申請地は、私立市川高校の東側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロック及び型枠擁壁を新設し土砂の流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。</p> <p>また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、市内に本店を置き、主にコンクリート材の製造・販売を行っている法人です。</p> <p>隣接地に工場があり、事業拡大の為、資材の置場として既存の施設を拡張したいと考え申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資</p>

金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年2月1日に着工し、完了は令和6年2月末となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして、(2)の譲受人は、東京都杉並区に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

周辺には住宅が立ち並び公園や食料品店が近接しており、住環境に適していると考えたため申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年1月15日に着工し、完了は、令和6年12月28日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして、(3)の譲受人は、市内に居住する個人です。

隣地を譲受人が貸駐車場として利用しており申請地も貸駐車場として使用したいと要望があったため申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資

金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、始末書の件以外には違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、周りに農地はありません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後20日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして、(4)の譲受人は、市内に本店を置き、主に建設業を営む法人です。

既存の資材置場が手狭になり、また事業拡大のため必要とする資材が増えることから、新たな資材置場が必要になり申請に至ったとのこと。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後2か月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして、(5)の譲受人は、埼玉県本庄市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

申請地は市街化区域に隣接しており、近くに保育園、小中学校等もあり、住環境に適していると考えたため申請に至ったとのこと。

	<p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年1月15日に着工し、完了は、令和6年12月28日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(3)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(4)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(5)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(5)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に「令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、3件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	はい、議長。
議長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第4号「令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の19、20ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和5年11月13日付けで、市川市長より令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)が、3件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席5番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席5番の委員。
議席5番の委員	<p>議案第4号「令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年11月29日に、第3班と地区担当の農地利用最適</p>

化推進委員で行いました。

今回は、3件の農用地利用集積計画案でございます。

はじめに1番について、借り手は松戸市に本店を置く法人です。

堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、市立市川考古博物館の東側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。

面積は、523平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現況は、良好に保全管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第6次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして2番について、借り手は大野町在住の方です

大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、JR市川大野駅の北西側に位置した畑1筆、現況は「樹園地」でございます。

面積は、1,691平方メートルのうち799平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現況は、良好に保全管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第6次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

最後に3番について、借り手は国分在住の方です

曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、柏井小学校の北側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。

面積は、1,090平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現況は、良好に保全管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

	<p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第6次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、1番から3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は全会一致により原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、24件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の21ページをお願いいたします。</p>

	<p>今回の報告は、令和5年11月2日から11月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、11件、12筆、2,002.39平方メートル、第5条の届出は、13件、24筆、2,498.18平方メートルで、第4条と第5条の合計は、24件、36筆、転用面積は、4,500.57平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては22ページから26ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、3件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、報告いたします。</p> <p>議案の27ページから29ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和5年11月8日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は欠真間、面積は389平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る申請状況は、昭和47年9月6日に農地法第5条に基づいて「材料置場」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和5年11月20日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>(2) については、令和5年11月10日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は曾谷、面積は525平方メートル外1筆、合計面積は1,050平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「原野」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、令和5年11月24日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員が現地調査を行った結果、通常農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械では、再び農地として耕作することは困難であるが、ブルドーザーやショベルカーなどの重機を使用すれば再び耕作することは可能な土地であると判断したことから、現況は「農地」と記載した上で回答しました。</p> <p>(3) については、令和5年11月16日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は掘之内、面積は270平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、令和5年11月24日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員が現地調査を行った結果、通常農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械では、再び農地として耕作することは困難であるが、ブルドーザーやショベルカーなどの重機を使用すれば再び耕作することは可能な土地であると判断したことから、現況は「農地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」4件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
------------	--

<p>事務局次長</p> <p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の31ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和5年11月7日から11月13日までに申請のあった4件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和5年度第9回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>